

| 青い海と緑の丘のある美しいまち

1. 緑豊かな居住環境をつくる

(1) 緑の保全

■現況と課題

- 首都圏に位置する町の自然環境は、地域の人たちによって永年にわたって保全がなされてきました。現在は首都圏近郊緑地保全法等に指定された区域の治山治水・自然保護を推進しており、今後も県や近隣の自治体と連携しながら、地域制緑地^{※1}等により自然環境の一層の保全や活用を図る必要があります。
- 町には良好な自然環境を形成している屋敷林や巨木などがあります。今後こうした文化財としての自然環境を保全していく必要があります。
- 町有緑地の維持管理を行うとともに、民有地でも良好な緑地は土地所有者等との合意により緑地保全契約を締結し、保全に努めています。
- アライグマやタイワシ等の外来生物による生活や農作物への被害が発生しています。また、生態系への影響も懸念されることから、被害防止に向けて県や近隣の自治体との連携を図る必要があります。
- 美しい自然に囲まれた三浦半島全体の緑の保全と活用をより具体的に推進するために、国営公園の誘致とともに半島内の特性に応じた制度の導入や事業を実施していくことが必要です。

■基本方針

豊かな生態系を育み、人々に安らぎと潤いを与える貴重な緑を保全し、良好な自然環境や景観の維持及び形成に努めるとともに、緑や生物等に親しむ環境教育・啓発活動の充実に努めます。

※1 首都圏近郊緑地保全法などの法律や条例などにより保全されている緑地。

■主要施策

○環境基本計画及び緑の基本計画の推進

- ・良好な自然環境や景観の維持、形成を図るため、環境基本計画及び緑の基本計画にもとづいて、緑の保全を進めます。

○ふるさと葉山みどり基金の活用

- ・「ふるさと葉山みどり基金」のPRを図り基金の充実に努めるとともに、緑の保全の主要な財源として活用し、緑地の適切な維持管理に努めます。

○緑の保全

- ・緑地保全事業及び緑地保全契約により、良好な緑地の維持管理に努めます。
- ・外来生物による被害拡大を防ぐため、防除計画に基づき捕獲を行い、生活環境と貴重な生態系を守ります。また、県・近隣自治体との連携体制の構築に努めるとともに、住民との協働による捕獲を推進します。

○緑の活用

- ・緑豊かな三浦半島に国営公園を誘致するため、関係機関とともに国に対して要望活動を進めるとともに、三浦半島の緑の保全活用とあわせ、半島域のさまざまな地域資源との連携を図り、地域を創造するための構想（三浦半島公園圏構想）を県や関係市とともに策定・推進します。

●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
緑地面積	37.0 ヘクタール	37.1 ヘクタール	↗
緑地保全契約面積	4.4 ヘクタール	4.4 ヘクタール	→
アライグマ捕獲数	95 頭	地域からの排除	↘
タイワニリス捕獲数	1,089 頭	地域からの排除	↘

(2) 市街地の整備

■現況と課題

○都市づくりの総合的な方針を示す都市マスタープラン（計画期間は平成9年～27年）にもとづき、各地域の特性を生かしつつ、市街地の整備を進めていく必要があります。特に旧別荘地から継承した街並みや風致の維持などに配慮した住環境づくりが必要です。

○良好な市街地を形成するためには、まちづくり条例や地区計画^{※2}などの手法を活用するほか、景観法^{※3}など新たな制度の導入による適切な土地利用の誘導が求められています。そのためにも、住民の意向を反映させながら、計画的に事業の推進を図る必要があります。

写真を挿入予定

※² 都市計画法に定められた都市計画の種類の一つで、町内会や自治会単位などの住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区的特性に応じてきめ細かなルールを定め、良好なまちづくりを推進する計画のこと。

※³ 美しい景観の意義や保全の必要性を明確にし、景観の維持・創出のため、地方公共団体に一定の強制力をもたせる新しい基本法。

■基本方針

地域の特性を生かした良好な都市形成を図るとともに、住民との協働による快適な都市環境づくりに努めます。

■主要施策

○新しい市街地の形成

- ・県道 311 号（鎌倉葉山線）と都市計画道路県道 217 号（逗子葉山横須賀線）〔三浦半島中央道路〕との交差部周辺、湘南国際村地区については、市街化区域への編入をめざし、木古庭・上山口地区の県道 27 号（横須賀葉山線）沿道周辺の地区においては、優良農地や良好な山林の保全を前提に適正規模の計画的な市街化区域への編入を検討します。

○地区計画・建築協定の推進

- ・良好な市街地の形成を図るため、住民とともに地区計画・建築協定制度などの導入を引き続き推進します。

○まちづくり条例の適正な運用

- ・町の優れた自然環境を生かした土地利用と都市的土地区画整理事業との調和を図りながら、豊かな住環境の維持向上を図ります。

○景観整備の推進

- ・葉山らしい景観を創出するため、葉山町景観計画にもとづき、景観法の諸制度などを活用し、良好な街並み整備の誘導を図ります。
- ・また、公共施設について、景観に配慮した整備をめざします。

(3) 公園・緑地の整備

■現況と課題

○町内には都市公園が 5 箇所、児童遊園などの身近な公園が 62 箇所あり、総面積約 71ha で一人当たりの公園整備量は県内で群を抜いて高い水準になっています。

○町民の健康意識の高まりや法定労働時間の短縮及び家事の省力・省時間化などによる自由時間の増大に伴い、地域の憩いの場、交流の場、スポーツ・レクリエーション活動の場として、公園や緑に対する地域のニーズは増え続けています。今後は、新たに公園のあり方を検討し、適切な管理・整備・運営が求められています。

都市公園の整備状況の表を挿入予定

■基本方針

公園・緑地については、町の特性である自然を尊重して、生活環境の保全、レクリエーション需要への対応、防災及び景観の観点から整備・保全を推進します。

■主要施策

○地域のニーズにあった公園の管理運営・整備

- ・新たな公園のあり方を検討し、魅力ある公園の創出をめざします。
- ・公園は地域の財産であり、行政と町民の役割を明確にして協働で管理運営を進めます。

●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
ドッグヤード利用登録数（件）	291 件	400 件	↗

(4) 道路の整備

■現況と課題

○町の道路体系は国道 134 号及び県道 27 号（横須賀葉山線）、県道 207 号（森戸海岸線）、県道 311 号（鎌倉葉山線）、県道 217 号（逗子葉山横須賀線）〔三浦半島中央道路〕、横浜横須賀道路、逗葉新道などを幹線道路として形成されています。

○平成 16 年 3 月に県道 217 号の一部が開通し、国道 134 号などの渋滞が緩和され通勤・通学などが円滑にできるようになってきています。また、その一方で周辺道路への通過交通量が増え、安全性や三浦半島中央道の早期完成などへの要望が高まっています。

○安全性や利便性に配慮した整備を念頭に、町道路整備計画（平成 10 年策定）にもとづき道路整備を進めています。

○都市計画道路の整備を計画的に進めるとともに、他都市など町外への通勤・通学などが円滑にできるように検討・整備することも求められています。

道路図を挿入予定

■基本方針

将来都市構造に沿った道路網の充実をめざして、葉山町道路整備計画にもとづき、計画的な道路整備を行います。

自然環境と調和する景観の形成を図るとともに、交通弱者に配慮した安全な道路環境の整備を行います。

■主要施策

○骨格道路体系の整備

- ・交通渋滞の緩和を図るため、県道 217 号（逗子葉山横須賀線）〔三浦半島中央道路〕の早期完成を県とともに推進します。
- ・交通混雑の解消と歩行者や自転車が安心して通行できる道路づくりをめざし、県道 207 号（森戸海岸線）の道路拡幅整備及び桜山トンネルの整備を県とともに推進します。
- ・県道 27 号（横須賀葉山線）の整備を県とともに推進します。
- ・木古庭・上山口・下山口地区において、市街地形成を図るべき区域内の骨格となる道路の整備をめざします。

○生活道路（町道）の整備

- ・消防車両の進入が不可能な道路や都市防災上危険な区域では、落ち着いた住環境の形成を壊さないように配慮するとともに、高齢者や障害者の利用に配慮した生活道路の改良を行います。

○道路環境の整備

- ・安全で快適な道路整備を進めるため、スロープの設置や段差のない歩道、車椅子などの通行の妨げとなる障害物の除去・移設などのほか、沿道での緑化等を進めます。
- ・快適な道路環境を維持するため、適切な補修、維持・管理に努めます。
- ・地形その他の条件から、狭い道路の多い地区においては、建築物などの建設に当たり、適切な環境の維持に十分な考慮を払います。
- ・道路整備に併せてバス交通の利便性と快適性を考慮し、交通混雑を発生させないため、バスベイの設置を県とともに検討します。

(5) 河川・橋りょうの整備

■現況と課題

○下山川と森戸川は、それぞれ河口から 2 km の区間が県管理の二級河川であり、護岸などの整備は概ね完了しています。

○町が管理している水路は、法定外公共物管理条例にもとづき、水路の形態や整備方針を決定し、管理します。

○石や木などの自然素材を活用した護岸など、周辺の緑化と調和した水辺に親しむ河川整備が求められています。また、河川の水質浄化を進めることが求められています。

○橋りょうについては、耐震性を強化した整備を図り、落橋防止工事についてもほぼ完了していますが、今後一層の保全管理に努めるとともに、コンクリート橋の長寿命化を図る必要があります。

写真を挿入予定

■基本方針

河川の生態系の保全及び河川の氾濫防止に努めるとともに、住民に親しまれる河川整備や橋りょうの安全維持・管理などを推進します。

■主要施策

○河川の整備

- ・河川のはん濫防止と治水対策を県とともに推進することで防災機能の強化に努めます。
- ・町の管理河川については、河川の生態系と親水性に配慮した保全を推進するとともに防災・衛生面などの安全性を高めることで、うるおいのある水辺環境の創出に努めます。

○橋りょうの整備

- ・コンクリート橋の長寿命化のための修繕を行うなど、橋りょうの安全の維持・管理に努めます。

●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
橋りょう長寿命化 ^{※4} のための橋りょう点検実施率	0%	100%	↗
長寿命化修繕計画の策定	未策定	策定	↗

^{※4}本町では従来、橋りょうの高齢化・老朽化の後に大規模修繕、架け替えを行う事後保全型の維持管理を行ってきましたが、今後は、定期点検と小規模補修を繰り返し行い、安全性・信頼性を確保しつつ、費用の縮減と平準化を図りながら寿命を延ばしていく予防型の維持管理を行います。

2. 環境に配慮したまちをつくる

(1) 海・海岸・川の保全

■現況と課題

○町の海岸線は「日本の渚・百選」に選ばれるなど、美しい砂浜と岩礁の景観を有しています。また、一色海岸は「日本の水浴場 88 選」に、長者ヶ崎海岸と森戸の夕照は、「かながわの景勝 50 選」に選定されています。その一方で、海岸へのプレジャー・ボート^{※5}等の放置は、改善されてきているものの、破損したものもあり、良好な景観を損なっています。

○町の美しい海を保全するために、他機関との連携は不可欠です。海の自然を守るために、数多くの団体等がさまざまな活動をしていますが、今後もこうした団体と連携をとり、引き続き役割分担を調整していくことが課題となります。また、海岸の環境に关心を集めるため、葉山しおさい博物館では「芝崎海岸及び周辺水域」(ナチュラルリザーブ)での自然観察会や自然環境に関する調査及びナチュラルリザーブとしての啓発活動等を行っています。

○河川は森と海を結ぶ貴重な生態系資源であり、その機能を充分に發揮するために水質の保全が求められています。そのため、町では公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を推進しています。

写真を挿入予定

※5 主としてレクリエーション用に使うヨット、モーター・ボート等のこと。

■基本方針

美しい森が良質の水を貯え、湧水などによって水を河川へ流し、きれいな海をつくるという自然の循環を考え、河川の上・中・下流を一体として河川の生態系を考慮し、海・海岸・川の保全を進めます。同時に海や川に親しむ環境教育・啓発活動及び海・海岸・川の保全に対する広報活動の充実に努めます。

■主要施策

○環境基本計画の推進

- ・河川や海辺などの水辺地を保全するため、環境基本計画にもとづいて、適切な施策を進めます。

○河川水質の浄化

- ・河川水質の浄化のために、下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及を推進し、もって生態系の保全を図ります。

○海岸の保全と美化

- ・美しい海岸を保全し、美化活動を推進するとともに、生態系に配慮しつつ、生き物との親しみの場所として活用します。また、各種団体と清掃活動に取り組むなど連携をとることで、町内各海岸のさらなる美化運動を推進します。
- ・芝崎海岸及び周辺水域の自然保護・保全ならびに観察・調査研究の場としての生涯学習を啓発しながら管理運営を行います。
- ・良好な景観と安全な海岸を確保するため、海岸に放置されているヨット・ボート等の撤去を海岸管理者である県へ要望します。(平成15年度から放置ボートの撤去を実施)

●成果指標

指標名	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)	方向性
ナチュラルリザーブの清掃に参加する団体数	2団体	4団体	↗
クリーン葉山参加者数	480人	600人	↗

(2) 下水道の整備

■現況と課題

○環境保全に対する意識が高まるなか、下水道整備は川や海の水質を保全するために不可欠で重要な事業です。

○町の公共下水道事業は、平成11年3月から一部の地域で利用が開始されていますが、今後も下水道事業認可区域内の整備を進めていくことが必要です。

○整備が完了した区域での下水道の水洗化率を高めるため、下水道普及促進活動を積極的に行うことが必要です。

○下水道整備には多額の費用が必要なため、事業認可計画にもとづき、より効率的・効果的に整備できるよう検討し、かつ経済的に整備を進めていく上で、交付金等を活用し、財源を確保することが必要です。

過去の下水道データを挿入予定

■基本方針

快適な生活環境を確保し、川や海の水質保全を図り美しい水環境を次の世代へ引き継ぐため、公共下水道の整備を計画的に進めます。

■主要施策

○下水道の整備

- ・汚水管の布設を計画的に進め、供用区域の拡大を図ります。
- ・下水道への水洗化普及活動を積極的に展開します。
- ・下水道認可区域等の見直しなどを行い、最小の経費で最大の効果が得られるようコスト縮減を行いながら事業を進めます。また、国による交付金及び県費補助金等の拡充を要望し、財源の確保に努めます。

○適切な維持管理

- ・葉山浄化センター、葉山中継ポンプ場等の効率的な維持管理に努めます。
- ・町民の下水道への理解を深めるため、積極的に広報・啓発活動を実施します。
- ・下水道財政の健全化に努めます。

(3) 廃棄物の処理・再資源化の推進

■現況と課題

- 施設の老朽化が進んでいるほか、循環型社会への対応など、ごみ処理をめぐる現状は非常に厳しいものとなっています。町民一人あたりの処理費と排出量は、ともに神奈川県下において高い水準となっており、早急に、適正かつ低コストで持続可能なごみ処理を推進していく必要があります。
- ごみ処理の総排出量と資源化率は、ともにここ数年ほぼ横ばいの状況が続いており、今後は抜本的な施策の導入によって、特に燃やすごみと埋立ごみの早期削減に取り組み、循環型社会へ対応した持続可能な処理体制を整える必要があります。
- クリーンセンターの既存施設については、原則として国の推奨するストックマネジメント^{※6}の考え方にもとづき、適正な維持管理を行い、安全性、効率性、経済性を勘案しながら最適かつ安定的な処理を確保する必要があります。
- し尿・浄化槽汚泥については、し尿処理施設の老朽化や特A重油価格の高騰などにより平成20年度末で焼却処理を中止しています。現在は他自治体にし尿等の処理を委託していますが、効率的かつ安定的に処理を行うための施設整備に取り組む必要があります。
- 町内各所への不法投棄を防止するため、町民や県、警察と連携し、不法投棄の発生抑制に努める必要があります。

ごみ収集・処理状況のデータを挿入予定

※6 既存の建築物（ストック）を有効に活用することで、長寿命化を図る維持管理の手法のこと。

■基本方針

循環型社会形成の観点からごみの資源化・減量化を強力に推進し、持続可能なごみ処理をめざします。また、町民に対する意識啓発や情報提供を積極的に行うことで、ごみの再資源化や発生抑制に努めます。

生活排水処理については、下水道事業との調整を図りながら、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理に努めるとともに、浄化槽の管理者に対して適正な維持管理を行うよう啓発活動を促進します。

町管理の污水処理施設の適正な維持管理を行います。

不法投棄については、普及啓発やパトロールの実施等により、発生防止に努めます。

■主要施策

○ごみの適正処理

- ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、可能な限り住民に理解と協力を得ながら施策を進め、焼却ごみと埋立ごみを具体的な目標値まで削減することをめざします。
- ・ごみの資源化・減量化を推進し、持続可能な処理を実現するため、分別品目の強化、収集方式・収集体制の改善、生ごみの資源化の推進、経済的インセンティブ^{※7}の導入、事業系廃棄物への対策、資源化支援策の整備、ストックヤード^{※8}等の施設整備など、総合的な施策検討を進めていきます。

○生活排水の適正処理

- ・生活排水処理基本計画にもとづき、生活排水の適正な処理を図ります。
- ・浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な維持管理を行うよう啓発し、放流水による河川等の水質汚濁の防止、生活環境の保全に努めます。特に単独浄化槽では生活雑排水の処理が十分に行われていないため、その改善について啓発を図ります。
- ・し尿及び浄化槽汚泥については、公共下水道を利用した効率的な処理を推進します。

○污水処理施設の維持管理

- ・町管理の污水処理施設について、保守点検や水質検査など適正な維持管理を図ります。

○不法投棄防止対策の実施

- ・町民や県、警察と連携し、適切な不法投棄防止対策を図ります。

※⁷ 費用と便益を比較する人々の意思決定や行動を変化させる誘因のこと。優遇措置など。

※⁸ 一時保管所。

●成果指標

指標名	現況値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 25 年度)	方向性
町民一人一日あたりのごみ排出量 (燃やすごみ)	563 g	329 g	↙
焼却ごみ量	8,487t	5,340t	↙
ごみの資源化率	26.6%	45.0%	↗
ごみの埋立量	555.23 t	286 t	↙

写真を挿入予定

(4) 公害の防止

■現況と課題

○地域に暮らす住民の健康や自然環境を保持・改善していくためには、公害を未然に防止していくことが重要です。そうしたなか、事業所に対しては、排煙や排水について大気汚染防止法・水質汚濁防止法及び県条例にもとづく規制がかけられています。

○騒音・振動については法・条例にもとづく指導を行っていますが、生活騒音等の防止についてもモラルの向上が求められています。

■基本方針

大気汚染、水質汚濁、騒音など公害の防止に努めます。

■主要施策

○大気汚染・水質汚濁の防止

- ・県と協力し、大気汚染・水質汚濁の防止に努めるとともに、条例にもとづく規制、指導を行います。
- ・窒素酸化物等の削減を進めるため、アイドリングストップ運動やノーカーデーの実施、低公害車の利用を進めます。

○騒音等の防止

- ・生活騒音については県条例にもとづき苦情処理への適切な対応を進めます。

写真を挿入予定

(5) 地球温暖化対策・省エネルギーの推進

■現況と課題

- 京都議定書により、二酸化炭素などの温室効果ガス^{※9}の削減目標が示され、住民と一緒に削減に取り組んでいくことが求められています。
- 町事業によるエネルギー使用量を集計・把握し、エネルギー使用量及び温室効果ガスの削減をめざしています。
- 役場庁舎の照明をLEDへ切り替え、エネルギー使用量の削減を進めています。今後も、順次施設のLEDへの切り替えを進めていくとともに、新エネルギーの導入について検討していきます。
- 日常生活において地球温暖化対策・省エネルギーを実践できる方法が求められており、HPや広報を通じて普及啓発を行っています。

写真を挿入予定

^{※9} 大気中に存在する二酸化炭素やメタンなどのガスが、太陽光により暖められた地表から放出される熱を吸収し、気温を保つ働きのこと。

■基本方針

自然エネルギーやクリーンで再生可能な新エネルギー等の活用を検討します。
エネルギー使用量の無駄をなくし、温室効果ガスの削減に努めるとともに、省エネルギー・
温暖化対策の普及啓発を行います。

■主要施策

○省エネルギー施設の整備の検討

- ・環境に負荷を与えないエネルギー利用や自然エネルギーなどの活用方法について啓発普及に努め、公共施設への導入方法を研究・検討します。

○省エネルギーの啓発

- ・住民に対して環境負荷が少ない生活のあり方や省エネルギーに関する環境教育を推進し、環境家計簿などの普及に努めます。

○地球温暖化対策・省エネルギーの推進

- ・環境に負荷を与えないエネルギー利用や自然エネルギー等の活用方法を検討し、エネルギー使用量及び温室効果ガスの排出量を削減します。

●成果指標

指標名	現況値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
温室効果ガス排出量	7,156,549 kg-CO2 (東京ドーム*2.9 個分)	5,701,318 kg-CO2 (27 年度目標) (東京ドーム 2.3 個分)	▼
エネルギー使用量	1,914kWh*	1,661kWh	▼

※原油換算での年間使用量

※東京ドーム 1 個分の二酸化炭素の重さは約 2,430,400 kg